受診者の権利と責務について

公立藤岡総合病院 健康管理センターでは、受診者と病院職員との信頼関係を築き、より良い健診業務を提供するため、受診者の権利と責務を定めています。 この主旨をご理解頂き、受診者の責務につきましてもご協力をお願いいたします。

【受診者の権利】

- 1. 誰でも、一人の人間として尊重され公平公正に健診を受けることができます。
- 2. 健診の内容を理解し、検査・方法を自己の意志で決めることができます。
- 3. 健診結果について十分な説明を受けた上で、必要な情報提供を受けることができます。
- 4. 受診者は、健診に関する記録・費用の内容を知ることができます。
- 5. プライバシーが尊重され、健診上得られた個人情報は保護されます。
- 6. 受診者は、病院や健康管理センターに対して苦情を含めて意見を表明する ことができます。

【受診者の責務】

- 1. 的確な健診結果を得るため、受診者自身の健康や症状に関する正確な情報を職員に伝えてください。
- 2. 安全で良質な健診を受けられるよう、病院の規則や職員の指示に従う責務 があります。
- 3. 病院内では、他の受診者様・患者さんの権利を侵害せず、静粛を保ち迷惑 行為をしないでください。

公立藤岡総合病院 健康管理センター 2019年12月1日改正